

## 福利厚生規程

制定 令和6年8月1日

## 福利厚生規程

(目的)

**第1条** この規程は、社員相互の連帯強化、相互扶助の推進をはかる福利厚生制度に関する事項を定める。

(規程)

**第2条** この規程を変更する場合は、組合会の議決によらなければならない。

(福利厚生制度の対象者)

**第3条** この規程における社員は、エイチ・アイ・エス健康保険組合（以下、健康保険組合という。）の議員及び従業員を対象とし、常勤非常勤を問わない。

(適用事業年度)

**第4条** この規程の適用事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(懇親会補助制度)

**第5条** 健康保険組合が、忘年会、新年会、歓迎会、送迎会、慰労会等（以下、懇親会等という）を開催した場合、健康保険組合は、参加した社員1人当たり3,000円を上限に補助を支給する。ただし、以下の要件を満たす必要がある。

(1) 補助を支給する懇親会等は適用事業年度内3回以内に限る。

(2) 前項の懇親会等の開催にあたっては、事前に理事長の承認を得なければならない。

(清算)

**第6条** 懇親会等の補助額の精算は、福利厚生費申請書に、総額の領収書を添付し、支払決議書により行う。

(準用)

**第7条** この規程の定めのない事項については、株式会社エイチ・アイ・エスの「福利厚生費 スタッフ懇親会への補助について」を準用する。

### 附則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

## 【福利厚生費申請書】

開催日

理事長	常務理事	事務長	担当

★補助金額は参加者一人当たり上限3,000円

所属事業所名	参加人数	補助金額@	補助金額合計
エイチ・アイ・エス健康保険組合			

★理事、議員等、当健保組合所属以外の参加者を事業所名ごとに入力

所属事業所名	参加人数	補助金額@	補助金上限合計

所属事業所名	参加人数	補助金額@	補助金上限合計

補助金額合計

参加者			
所属事業所名	名前	所属事業所名	名前
所属事業所名	名前	所属事業所名	名前
所属事業所名	名前	所属事業所名	名前
所属事業所名	名前	所属事業所名	名前

★裏面に総額の領収書を添付